

温泉増掘（動力の装置）許可申請

申請書及び添付書類	詳細														
<p>温泉増掘（動力の装置）許可申請書 （細則 様式第 2 3 号）</p> <p>増掘又は動力の装置をしようとする地点を明示した図面及びその付近の見取図</p>	<p>申請書及び添付書類は正本 2 部</p> <p>案内図 増掘又は動力の装置をしようとする地点を記載した 1/25000 の地図と同程度のものとする。なお、地図には申請地から半径 1 k m の距離を示した円を記載するとともに、地図内に既存の源泉がある場合は、その源泉の位置を示すとともに、源泉ごとに次の表を作成して地図上に貼付するものとする。</p> <p>表</p> <table border="1" data-bbox="772 891 1343 1236"> <tbody> <tr> <td>源泉名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>泉温</td> <td></td> </tr> <tr> <td>井戸の深度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>泉質</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ストレーナーの位置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>申請地との距離</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>周辺図 申請地を記載した 1/2500 の地図と同程度のものとする。なお、申請地から半径 200m 以内の土地利用の状況が把握できるものとする。</p> <p>増掘又は動力の装置地点位置図（土地公図） 不動産登記法第 1 4 条に規定する地図又は同法第 1 2 0 条に規定する図面の写しとし、当該図上には 3 点以上の固定点（マンホール、電柱、その他通常位置が不変であり、容易に移動ができない設置物）から申請地点までの距離を明記し、申請地点の位置を確定しているものとする。</p>	源泉名称		所在地		泉温		井戸の深度		泉質		ストレーナーの位置		申請地との距離	
源泉名称															
所在地															
泉温															
井戸の深度															
泉質															
ストレーナーの位置															
申請地との距離															

温泉増掘（動力の装置）許可申請

増掘地又は動力装置の場所 付近の状況説明書	周辺に存在する道路、住宅等建築物その他の状況及び申請地点との位置関係を方角や距離を用いて具体的に説明すること。
源泉増掘及び動力の装置について土地所有者の承諾書並びに印鑑証明書	ただし、申請者と申請地所有者が同一である場合は不要とする。なお、承諾書には印鑑証明書と同一の印が押印されていること。
申請者が法第11条第2項又は第3項において準用する法第4条第1項第4号から第6号までに該当しない者であることを誓約する書面	申請者が個人にあっては、誓約書（要領 様式第1号の1）とし、法人にあっては、誓約書（要領 様式第1号の2）によるものとする。
柱状図	井戸構造図（自然水位含む） 地質柱状図 電気検層（比抵抗、自然電位、泥水比抵抗） 温度検層（温度、示差温度）
温泉利用計画書	利用施設の概要及び施設平面図 利用量の算定資料 （浴槽面積、体積及び利用方法より算出した式を記載すること。）
温泉分析書	
水質検査成績書	大腸菌群数、レジオネラ属菌、一般細菌
可燃性天然ガス測定結果	
揚湯試験結果表及び説明書	揚湯試験の実施及び結果表の作成については、別に定める揚湯試験実施要領によるものとする。
排水計画書及び排水経路図	

温泉増掘（動力の装置）許可申請

排水先の水質管理者及び水利権所有者の同意書

その他審査するために知事が必要と認める書類

（増掘の場合）

省令第1条第2項第3号に基づく省令第1条の2各号に掲げる基準に適合することを証する書類

省令第1条の2第10号の規定により作成した増掘に係る可燃性天然ガスによる災害の防止に関する規程